

国際協力排出削減量の記録等に関する省令案について

令和 6 年 12 月

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室
環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

1. 制定の経緯

地球温暖化の深刻化を回避するため、パリ協定第6条に規定する締約国間の「任意の協力」として、我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、サービス等の普及等を通じて実現した温室効果ガスの排出の量の削減等への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国を含む参加国が承認することを条件に我が国がクレジットを発行する二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を実施してきた。JCM パートナー国拡大を目指す中で、JCM プロジェクトによるクレジット発行等に係る手続を、多数のパートナー国との間で同時並行的に実施する必要があるとあり、大量の事務を長期的かつ安定的に実施する体制を確保するため、政府による一定の方針及び監督の下、政府の指定を受けた外部機関（以下「指定実施機関」という。）に、政府の意思決定を除く大部分の事務を一元的に実施させ、長期的かつ安定的な事務遂行を確保するため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）が公布された。

指定実施機関に行わせることができる国際協力排出削減量関係事務（改正法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 57 条の 19 第 1 項）のうち、法第 9 章の 2 第 1 節に規定される事務は、国際協力排出削減量の増加の記録（いわゆる「JCM クレジットの発行」）に伴う事務に該当する。当該事務の詳細は、法において主務省令で定めることとなっているところ、本省令を制定する。

2. 省令案の概要

① 事業設計書等の提出

ア 法第 57 条の 2 第 1 項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならないものとする。

イ 事業設計書及び後記ウの書類の提出は、実施しようとする国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式により行わなければならないものとする。

ウ 法第 57 条の 2 第 1 項のその他主務省令で定める書類は、以下の書類とする。

- ・ 法第 57 条の 2 第 4 項の規定による確認の申請書
- ・ 事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対する連絡の方法等に関する書類
- ・ その他前記イの取決めに基づき必要とされる書類

② 認定検証機関の確認

法第 57 条の 2 第 2 項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならないものとする。

③ 認定検証機関の認定

ア 法第 57 条の 3 第 1 項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、後記ウの要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならないものとする。

- ・ その名称、住所及び代表者の氏名
- ・ 当該取決めに基づき申請書に記載することが求められる事項

イ 前記アの申請書の提出は、前述の取決めで定める様式により行わなければならないものとする。

ウ 主務大臣は、当該申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、認定を行うものとする。

- ✓ 次のいずれかに該当する機関であること。
 - ・ ISO14064-2 に基づき、法第 57 条の 3 第 2 項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ISO14065 に適合している旨の認証を受けている機関
 - ・ 京都議定書第 12 条 1 に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関
 - ・ これらに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関
- ✓ 国際温室効果ガス排出削減等協力事業に関する十分な知識を有すること。
- ✓ その他前記アの取決めで定める要件に適合していること。

④ 認定検証機関の休廃止等の届出

認定検証機関は、法第 57 条の 3 第 2 項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならないものとする。

⑤ 削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請

ア 法第 57 条の 4 第 1 項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならないものとする。

イ 前記アの提出は、実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式による申請書に、当該取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて行わなければならないものとする。

ウ 法第 57 条の 4 第 2 項第 4 号の主務省令で定める申請書への記載事項は、次に掲げるものとする。

- ・ 実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業の名称
- ・ 法第 57 条の 4 第 3 項に規定する検証を行った認定検証機関の名称
- ・ その他前記イの取決めに基づき記載が求められる事項

⑥ 認定検証機関の検証

法第 57 条の 4 第 3 項の認定検証機関の検証は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排

出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めにに基づき行われるものとする。

3. 施行日

本省令は、改正法の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。